

# 第2次小城市行政改革大綱

～みんなでつくる・あたらしい協働のまちづくり～



平成22年3月

小 城 市

## 【目次】

はじめに	3
Ⅰ 計画的な行政改革の推進	4
Ⅱ 行政改革のこれまでの取り組み	4
Ⅲ 小城市の状況と課題	5
小城市の課題（フロー）	6
Ⅳ 基本的な考え方	7
Ⅴ 行政改革の基本目標と視点	8
1 市民ニーズに対応したサービスの向上と推進	8
2 市民と行政の協働の推進	9
3 健全で、効率的・効果的な財政運営	9
4 職員の意識改革と能力開発	9
5 公共施設の適正配置と統合整備の計画的な推進	9
基本目標と5つの視点（フロー）	10
Ⅵ 取り組みの具体的方策	11
1 簡素で効率的な行政運営	11
① 行政事務の効率化・迅速化	11
② 地方分権への課題	11
③ 組織・機構と定員管理の適正化	11
④ 電子化によるサービスの向上	11
2 市民にわかりやすい行政の透明化	12
① 情報公開条例に伴う情報公開	12
② 積極的な情報公開による行政の透明化	12
③ 積極的な議会活動と監査機能の充実・強化	12
3 市民協働の推進	13
① 市民の市政参画から協働への推進	13
② 協働推進体制の整備	13
③ 住民自治の推進	13

4	持続可能な財政運営の推進	14
①	自主財源の確保と受益者負担の適正化	14
②	市債の適正な活用	14
③	事務・事業の見直し（行政評価システムの活用）	14
④	公営企業の健全な経営	14
⑤	民間活力の導入	15
5	人材育成の推進と職員の意識改革	15
①	各種研修による職員の資質上	15
②	人事評価の充実と職員の意識改革	15
6	本庁方式の移行に伴う公共施設の見直し	16
①	公共施設の適正配置	16
②	本庁方式へ移行後の既存庁舎の取扱	16
VII	行政改革の運用方針	17
1	計画期間	17
2	推進体制	17
3	小城市改革プランの策定	17
4	進捗状況の公表	17

## はじめに

本市は、合併して6年目を迎えておりますが、これまで平成17年度に策定いたしました「小城市行政改革大綱」に基づき、行政改革に取り組んでまいりましたが、国の三位一体改革による補助金・交付税などの削減により市の行政運営に大きな影響を受けてきました。更に昨年秋のリーマンショック以降急激な景気後退による全国的な経済情勢の悪化や地域経済の停滞、さらには少子高齢化の進展による税収の減少や社会保障費の増大など、私どもが想定しておりました以上に、地方自治体の運営にとって厳しい状況が続いております。

現在の小城市は合併特例法の規定によりまして、合併から10年間の地方交付税は合併前の4町の交付額を維持されますが、今から5年後の平成27年度からは、段階的に減少していきます。そして、最終的には現在より約18億円程度の減額ということが試算されておりますので、今後の5年間は収支のバランスをとることと同時に、さらにもう一步踏み込んだ行財政改革を行っていくことが、最重要課題になると考えております。

これまで本市の行政改革推進委員会においては、合併直後の平成17年度から昨年度まで小城市の行政改革のあり方について慎重に御審議を賜り、貴重な、そしてときには大変厳しい御提言もいただいてまいりました。そのような中で、行政改革の効果としましては、平成20年度までに約6億7千8百万円の効果額がありました。

また今後は、私の所信表明でも述べさせていただいております、市のキャッチフレーズで「和で織りなす美しい小城市」を目指し、市民の皆様が合併して良かったと納得できる元気な小城市づくりに、市民の皆様と一緒に取り組み創り上げてまいりたいと思っております。

小城市長 江里口 秀次

## I. 計画的な行政改革の推進

行政改革については、計画的に行う必要があることから、「第2次小城市行政改革大綱」（以下「大綱」といいます。）を策定し、全庁的に推進していきます。

このため、庁内に設置する小城市行政改革推進本部を中心として、各種行政委員会のもとより、公営企業を含めた取り組みを展開します。

また、大綱に基づいて具体的な取り組みを実施するため、おおむね平成26年度までの具体的な取り組みを市民にわかりやすく明示した計画（以下「小城市改革プラン」といいます。）を策定します。この小城市改革プランには、大綱に掲げる事項をより具体化したものを掲載し、その際、可能な限り目標の数値化や、具体的かつ市民にわかりやすい指標を用います。

## II. 行政改革のこれまでの取り組み

本市の行政改革は、4町合併後、平成18年2月に策定した行政改革大綱を契機に一層の行政サービスの向上と多様化する市民ニーズに対応できる質の高い行政サービスを提供し効率的・効果的な行政運営を目指し遂行してきました。その取り組みの狙いとすところは、除々に肥大化してきた行政サービスを抜本的に見直し、組織・財政といった行政内部の体力を向上させながら、時代の変化に応じたより良い行政サービスを実現することにあります。

そのために具体的方策を取りまとめた行政改革プランを策定しました。改革プランの目標に対しては、100の改革プラン中75プラン（28の進捗管理が必要なものを含む）で目標を達成しました。

特に人的な視点と財政的な視点の計画では、7割以上が目標を達成し、引き続き進捗管理が必要な計画については、計画的に進行している状況です。

### Ⅲ. 小城市の状況と課題

本市を取り巻く社会経済情勢は、景気後退による地域経済の停滞、少子・高齢化の進展による税収の減少、社会保障費の増大や環境への関心の高まりなど大きな変革の時代を迎えています。

特に、地方分権の進展により、市民と行政との連携・協力によるまちづくりを目指す地方分権型社会の実現が大きな課題となっています。

また、本市における財政状況は長引く景気低迷により税収・<sup>※</sup> 地方交付税等が伸び悩む中で、義務的経費や公債費残高は増加を続け、今後更に投資的経費に充てる財源が減少し、財政構造の硬直化が進むものと思われます。財政構造の弾力性を判断する<sup>※</sup> 経常収支比率も平成20年度普通会計決算においては、91.5%という数値を示しています。基金については、僅かながら微増している状況です。

第2次行政改革大綱の目標年度である今後5年間は、より一層厳しい行財政環境が予想される中であって、平成26年度は、合併特例期間が終了します。

地方交付税については、合併算定が終了し、平成27年度からは小城市としての算定への移行が始まり、その後5年間で段階的に削減され、最終的には<sup>※</sup> 臨時財政対策債を含め、現在より約18億円程度の減額になることが試算されております。

そのため、第2次行政改革大綱の5年間は、この平成27年度以降の歳入規模を見据えた財政構造への転換を図るために非常に重要な期間であり、この5年間の改革への取り組みが、将来の小城市の行財政運営に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、着実な行財政改革を進めていく必要があります。

.....

#### ※ 地方交付税

地方自治体の財政状態にかかわらず、どこに住んでいても最低限必要な行政サービスを受けることができるように、国税5税(所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税)の一定割合を、国が地方自治体に配分するものです。地方交付税の用途は地方の自主的な判断に任されており、自主財源の税収と同様に重要な一般財源です。

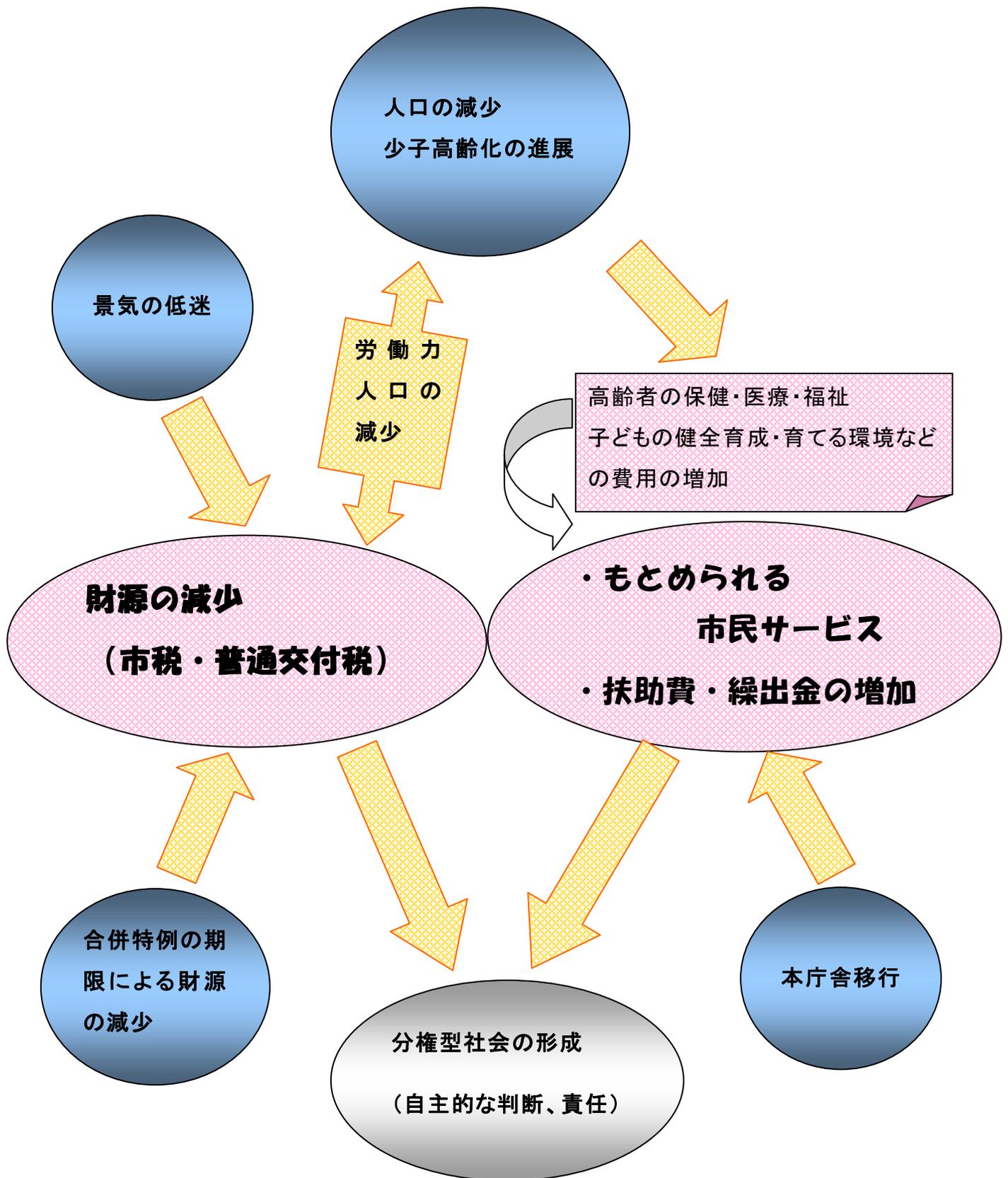
#### ※ 経常収支比率

経常収支比率とは、税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみることで、財政の健全性を判断します。この比率が高くなる程、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなります。この比率が75%を超えないことが望ましいとされています。

#### ※ 臨時財政対策債

地方債の一種。国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度。形式的には、その自治体が地方債を発行する形式をとるが、償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されます。

## 【小城市の課題】



## IV. 基本的な考え方

合併後の小城市としてのあるべき姿を構築すべく平成18年に「小城市行政改革大綱」及び「改革プラン」を策定し、財政運営の改革、定員管理に関する改革、市民協働に関する改革など行財政運営の効率化を図ってきました。この大綱の成果を踏まえ、これまでの改革の取り組みを更に継続・発展させていく必要があります。

そこで、第2次行財政改革大綱においては、社会情勢の変化により生じた新たな課題の解決に向け、地域の実情や市民のニーズを踏まえた行政運営を行うとともに、全ての事務事業について検証を行ったうえで、見直しが必要なものについては見直しを行い、事務事業の効率化や財源・資源の捻出に資する取組について積極的に推進します。

また、合併特例期間終了後に見合った行財政基盤を構築するため、時代に即した市民本位の行政運営を推進するとともに、将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立し、改革の成果の一部を市民サービスに還元することにより、第2次行財政改革の基本目標『地域活力を生む持続可能な自治体経営のまち』を目指し引き続き次の5つの視点に立ち推進します。

なお、今後、小城市総合計画の後期基本計画（平成24年度～平成28年度）の見直し予定であるため、第2次行政改革大綱は、後期基本計画と連携し「薫風新都～みんなでつくる笑顔あふれる小城市～」の実現を目指します。

## V. 行政改革の基本目標と視点

本市の目指す将来像「薫風新都～みんなでつくる・笑顔あふれる 小城市～」、基本目標『和』で織りなす美しいまちの実現に向けて、次の基本目標を柱とします。

### 小城市の基本目標 …

#### 地域活力を生む持続可能な自治体経営のまち

また、基本目標に基づき、次の視点から行政改革に取り組みます。

- 1 市民ニーズに対応したサービスの向上と推進
- 2 市民と行政の協働の推進
- 3 健全で、効率的・効果的な財政運営
- 4 職員の意識改革と能力開発
- 5 公共施設の適正配置と統合整備の計画的な推進

### 1 市民ニーズに対応したサービスの向上と推進

少子高齢化や市民ニーズの多様化、情報化、地方分権の進展等、新しい時代の要請に弾力的かつ機動的な対応が求められています。そのためには、市民ニーズの把握に努め行政関与の必要性、緊急性を考慮しながら、「まちづくりの主役は市民」を基本的に確、迅速、公平で公正な満足度の高い行政サービスの提供に努めます。

## 2 市民と行政の協働の推進

社会の変化とともに市民ニーズは一層多様化し、地域課題も山積しています。また、地方分権が推進されることにより、地域の運営は、地域の自己決定と自己責任で行われるべきという地域主権型のまちづくりに変わってきています。

しかし、逼迫する財政状況のなかでは、全ての市民ニーズや地域の諸課題を行政だけで担い解決することは困難な状況です。このような課題に対応し、よりよいまちづくりのためには、市民や地域、民間企業や各種市民団体、行政が対等の立場で役割分担と責任を自覚し、共にサービスの提供者として協力して働く、新しい公共空間の形成を図るため、「市民協働のまちづくり」を推進します。

## 3 健全で、効率的・効果的な財政運営

将来にわたり持続可能な計画的で健全な財政運営を行うためには、選択と集中により取り組むべき施策や事務事業の見直しを行い、新規事業の要望に対しては、時代の要請に合致しなくなった事業、当初の事業目的を達成し効果が薄れた事業の廃止・縮小などを考慮し、徹底した経費節減を図るとともに自主財源の確保に努め、限られた財源で最大の効果を上げることを目指します。

## 4 職員の意識改革と能力開発

分権型社会の担い手として、新たな行政課題や多様化・高度化する市民ニーズに自ら考え、自らの責任で対処することが求められています。このためには、的確に現状を把握し迅速に対応できる職員が求められています。現状に対する危機意識を持ち、行政改革を自らの問題として認識するよう職員の意識改革を図るとともに、限られた財源と人員の中で、職員一人ひとりが資質の向上、能力の開発を進め、有用な人材の育成を図ります。

## 5 公共施設の適正配置と統合整備の計画的な推進

合併により、市内には類似施設が数多く存在します。平成24年度に本庁舎方式へ移行した後の3つの既存庁舎の取扱い、支所機能のあり方、保健福祉センターや公民館などの公共施設について検討を行う必要があります。施設の維持管理に要する経費や人件費、老朽化した施設の耐震化問題などを考慮し、適正な配置と統合整備を計画的に進めます。また、指定管理者や民間委託等の民間活力の導入を図り効率性、利便性の向上を図ります。

---

# 基本目標・地域活力を生む持続可能な自治体経営のまち

## 5つの視点

- 1 市民ニーズに対応したサービスの向上と推進
- 2 市民と行政の協働の推進
- 3 健全で、効率的・効果的な財政運営
- 4 職員の意識改革と能力開発
- 5 公共施設の適正配置と統合整備の計画的な推進

## 改革への取り組み

## 改革の実現に向けて

### 1.簡素で効率的な行政経営

- ①行政事務の効率化・迅速化
- ②地方分権への対応
- ③組織・機構と定員管理の適正化
- ④電子化によるサービスの向上

### 2.市民にわかりやすい行政の透明化

- ①情報公開条例に伴う情報公開
- ②積極的な情報公開による行政の透明化
- ③積極的な議会活動と監査機能の充実・強化

### 3.市民協働の推進

- ①市民の市政参画から協働への推進
- ②協働推進体制の整備
- ③住民自治の推進

### 4.持続可能な財政運営の推進

- ①自主財源の確保と受益者負担の適正化
- ②市債の適正な活用
- ③事務・事業の見直し(行政評価システムの活用)
- ④公営企業の健全な経営
- ⑤民間活力の導入

### 5.人材育成の推進と職員の意識改革

- ①各種研修による職員の資質向上
- ②人事評価の充実と職員の意識改革

### 6.本庁方式の移行に伴う公共施設の見直し

- ①公共施設の適正配置
- ②本庁方式へ移行後の既存庁舎・公共施設の取扱

## VI. 取り組みの具体的方策

### 1 簡素で効率的な行政経営

#### ① 行政事務の効率化・迅速化

多様化する市民ニーズや新たな行政課題への対応、厳しい財政環境等に的確に対処していきます。市民サービスの観点から、情報通信技術の活用や職務権限の委譲等により、従来の業務処理手順を見直し、窓口サービスの改善や各種申請書や手続の簡素化・迅速化などサービスの一層の向上を図ります。また、市民アンケート等の充実により市民ニーズの把握に努め、市民の利便性を高め、満足度の向上を目指します。

#### ② 地方分権への対応

少子・高齢化、情報化、国際化や地方分権社会の進展、権限委譲等により主体的な行政運営が求められており、限られた人材、財源の中で対応するためには、組織機構・事務・事業について必要性・緊急性等を考慮しながら常に見直しを行い、全国一律で画一的な行政から「自ら考え、自ら行動する」住民主体の行政を目指します。

#### ③ 組織・機構と定員管理の適正化

社会経済情勢の変化、新たな行政課題や市民の多様なニーズに柔軟に対応できる弾力的な組織・機構を構築するために、実情・実態を調査しつつ、専門的業務については必要性を十分考慮し、事業に見合った定員を確保しながら、簡素で機能的な組織・機構づくりを行います。

また、本庁方式への移行に伴い、合理的な組織体制、窓口サービスの集約を図ります。

#### ④ 電子化によるサービスの向上

市民に対する行政サービスの向上や業務の効率化を図るため、システムの安全で確実な運用と情報漏洩の防止など情報の安全確保に留意しながら、市民が、自宅や会社からインターネット等を活用した行政手続きや施設利用の予約、証明書発行の自動交付機の活用などシステムの充実に努めます。また、電子化された地図情報を多様な業務に活用するなど、「いつでも、どこでも、だれでも」利用できる利便性の高い行政サービスを目指します。

## 2 市民にわかりやすい行政の透明化

### ① 情報公開条例に伴う情報公開

市民の知る権利を尊重し、市政への市民参画の推進と公正で透明な開かれた市政を進めるため、情報公開制度の周知を図りながら、<sup>※</sup> ファイリングシステムの活用による情報の共有と検索性の向上、情報公開条例の適正な運用に努めます。

### ② 積極的な情報公開による行政の透明化

市政の公正性・透明性を確保するため、審議会等の公開、広報紙、ホームページ等による積極的な情報提供に努め市民との情報の共有化を図ります。

また、総合計画や個別計画等の事業計画の作成にあたって、数値化や具体的な目標を設定し、市民にわかりやすい指標を用い行政の透明化を図ります。

### ③ 積極的な議会活動と監査機能の充実・強化

地方分権の進展に伴う自己決定権と自己責任の拡大等に対応していくことにより、議会の機能、役割の重要性は、ますます大きくなっています。議会の役割は、民意の行政への反映と行財政の監視にあり、その役割を果たすためには、市民ニーズを把握するとともに、政策の立案・評価・提言機能を強化し、開かれた議会に向けた情報発信機能の充実など積極的な議会活動に努められるよう期待します。

また、適正で効率的な行政運営の確保を図るため、監査の独立性、専門性を確保し、市民からの信頼性を向上させるよう監査機能の充実・強化に努めるとともに、<sup>※</sup> 外部監査制度の導入を図ります。

.....

#### ※ ファイリングシステム

各種業務に必要な文書を即時に検出し、利用できるように体系的に整理・保管し、保存又は廃棄する一連の制度のことです。簡単にいえば「文書の整理方法」のことです。また、個人情報保護法や情報公開条例に伴う情報の公開と説明責任、情報共有による事務の効率化にも対応しています。

#### ※ 外部監査制度

平成9年6月に地方自治法の一部改正により、外部の監査人に委託して自治体の財務監査を行う制度。都道府県、政令指定都市及び中核市には義務づけ、小城市規模では、任意とされます。包括的な監査契約のほか事務監査請求、議会・長からの監査請求、住民監査請求などについても個別に外部監査契約を結ぶことができます。外部監査人には、弁護士、公認会計士、税理士のほか国、自治体での財務に関する行政事務に精通したものが選任することになります。

### 3 市民協働の推進

#### ① 市民の市政参画から協働への推進

各種審議会等については、市民の幅広い公募や「男女共同参画プラン」に基づく女性委員の登用率向上など、市政へより一層の市民参画を促し、市政運営に市民の声を反映させます。また、平成20年度に策定した「市民協働を進めるための行動指針」を基に、これまでの各種審議会等への市民参画から、市民や自治会、各種団体、企業など、市民自らが地域の担い手として、また、市民と行政が対等なパートナーとして、地域の諸課題について知恵を出し行動していく市民協働を推進します。

#### ② 協働推進体制の整備

市民に対して各施策や計画等の立案段階から、市報やホームページ、CATVなどを効果的に活用した分かり易い情報提供に努めます。このため審議会等については、会議の公開や広く市民から意見・情報を提供していただく制度（パブリックコメント）の活用など、市民に開かれた市政運営に努めます。更に全庁的な推進体制作りとして、市民と行政との共通の課題について共に考えるワークショップなど合同の研修会を開催します。一方、各種団体や企業等の市民協働の推進には、行政との間に位置する、<sup>※</sup>CSO市民活動センターなどの中間支援組織の育成と連携を図ります。また、地域の環境改善などについて、「わたしたちのまちは、わたしたちで」といった市民意識と行動を促すため、地域の課題解決について、市民から協働の事業を提案する仕組みを構築します。

#### ③ 住民自治の推進

地域には様々な課題がありますが、生活スタイルや価値観の変化、少子高齢化の進展などにより、地域コミュニティ機能の低下が課題となっています。しかし、地域の生活環境や防災対策などについて、全てを行政で担うことは出来ません。これからは、自分達の住むまちや地域の諸課題について、自助・共助・公助の補完性の原則の基、地域住民自らの考えと意思により行動する住民自治の意識醸成と自立を推進します。

.....  
<sup>※</sup> CSO [Civil Society Organizations]

市民社会組織の略で、NPO法人市民活動・ボランティア団体に限らず婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めての呼称です。

## 4 持続可能な財政運営の推進

### ① 自主財源の確保と受益者負担の適正化

市財政の根幹をなす市税については、課税の対象を的確に把握するとともに、納付方法の利便性の向上を図っていきます。徴収率の向上については、債権や不動産の差押え、インターネット公売の拡充など滞納整理の強化に努めます。使用料、手数料及び分担金についても受益と負担の公平性確保の観点から受益者負担の適正化に努めます。

また、広告事業、未利用市有財産の処分、地場産業の育成、企業誘致、市内流通の促進など市経済の活性化を図り、自主財源の確保や既存財源の見直しを進め財源の拡充に努めます。

### ② 市債の適正な活用

市債発行にあたっては、大規模事業を抑制し真に必要な限度において将来の財政運営を見据え計画的に活用します。また、合併後10ヵ年度（平成17年度～26年度）に限り発行することができる合併特例債については、後年度負担に留意し、基金造成等検討しながら適切な活用を行うものとします。

### ③ 事務・事業の見直し（行政評価システムの活用）

限られた予算、人員の中で、効率的な事業を推進するため、「小城市総合計画」に連動した行政評価システムを構築し、従前から実施している事務・事業についても検証を行い、計画策定（Plan）⇒実施（Do）⇒検証（Check）⇒見直し（Action）のPDCAサイクルに基づき、絶えず目的、効果、必要性等を検証し、廃止・統合・改善等の見直しを図っていきます。

また、補助金等については、経費負担のあり方、効果等を精査し、整理合理化を図り、運営費補助から事業費補助への転換、終期設定など段階的に実施します。

### ④ 公営企業の健全な経営

水道事業、病院事業の企業会計についてもこの大綱の趣旨に沿った計画を作成し、経営の健全化を図り、事務事業の整理・合理化やアウトソーシング等により経費の節減、自立性と経営基盤の安定を図ります。このため水道事業については、広域的な水道事業のあり方について検討を進め、病院事業については、平成21年度から23年

度を計画期間とした「公立病院改革プラン」の着実な実行による経営の改善に取り組みます。

## ⑤ 民間活力の導入

多様な市民ニーズに対応し、行財政運営の効率化、市民サービスの向上、経費節減を図るため、直営で行うよりも民間事業者の専門知識や技術を活用した方がより効果的な事務事業や民間事業者と競合する事務事業については、民営化、民間委託、\* 指定管理者制度を積極的かつ計画的に導入・検討し、行政コストの縮減を図るため民間活力の導入を図ります。

## 5 人材育成の推進と職員の意識改革

### ① 各種研修による職員の資質向上

分権型社会の担い手にふさわしく、質の高いサービスの提供や独自のまちづくりなど、従来にも増して高度な能力と資質が要求されています。これまで、政策課題研修、各種専門技術研修、他団体での研修など多様な研修機会の確保に努め、積極的な受講を促してきたが、今後は、実技・実践・現場を重視した研修も併せて実施し、政策形成能力、コミュニケーション能力等、「小城市人材育成基本方針」に基づき市民から信頼される「人財」の育成を図ります。

また、仕事を通じて能力を向上させていくことが、職員一人ひとりの自己の満足感・達成感に繋がっていきます。職員の自己研鑽・能力開発を積極的に支援するための自己研修への助成や必要資格の取得、さらには、自主的な研究グループの育成など「自ら学び、考え、行動する」研究心と職務意欲の高揚を図ります。

### ② 人事評価の充実と職員の意識改革

地方分権の推進で職員には政策形成能力、法務能力などの事務事業の遂行能力が一層求められ、市民の目線に立った行財政経営を行っていくには、過去の慣例や前例にとらわれることなく、常に改善・改革する気持ちを持った職員の徹底した意識改革が必要です。人事評価制度の充実を図り、意欲と能力が最大限発揮できるような仕組みを構築し、適材適所の人事配置に努めるとともに、活力ある職場環境づくりに取り組みます。

また、\* ジョブ・ローテーションや\* 自己申告制度を取り入れた人事異動政策など

についても取り組みます。

## 6 本庁方式の移行に伴う公共施設の見直し

### ① 公共施設の適正配置

合併により、文化・スポーツ・教育・福祉等の類似施設が重複して存在します。利便性は評価されても施設の維持管理に要する経費や人件費は多額となり財政を圧迫する要因となっています。市民ニーズの高さや維持管理経費など多角的な見地から総合的に検討を行った上で類似施設との役割分担の明確化など適正な配置に努め、利用頻度の少ない施設や老朽化した施設は、縮小や統廃合を検討します。一方で市民ニーズや利用頻度の高い施設については、工夫を加え事業内容を充実します。

### ② 本庁方式へ移行後の既存庁舎の取扱

現在、旧4町の庁舎を分庁舎とし活用していますが、平成24年度に本庁舎方式へ移行した後の3つの既存庁舎の取扱いについて維持管理に要する経費や人件費、老朽化した施設の耐震化問題などの情報を市民に提示するとともに、市民と行政と一緒に検討する仕組みづくりを構築する中で廃止を含め、その必要性について検討します。

.....

#### ※ 指定管理者制度

指定管理者制度とは、現行の「管理委託制度」に代わり、公の施設の管理を地方公共団体が指定する法人等に行わせる制度です。これまで公共性の観点から、公社等外郭団体や市町村などの公的団体に限定されていた公の施設の管理委託が、住民ニーズの多様化に効果的・効率的に対応するためには、民間事業者のノウハウも活用することが有効であるとの考えから、NPO法人や営利企業も含めた「法人その他の団体」に改正され、民間事業者の参入が可能となりました。公の施設の管理方法の選択肢を広げ、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的としています。

#### ※ ジョブ・ローテーション

採用後概ね10年間は、職員の基礎能力を育成し、適性を発見する時期と位置付けて、様々な職場で異なった業務を経験させて職員を育成します。

#### ※ 自己申告制度

人事異動にあたって、本人の意向をくみ上げる制度です。

## VII. 行政改革の運用方針

### 1. 計画期間

行政改革大綱の計画期間は平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

### 2. 推進体制

社会情勢に即応した行政改革を円滑に推進するため、市長を本部長とする小城市行政改革推進本部を設置します。また、計画策定の段階における外部からの意見聴取のための組織として、小城市行政改革推進委員会を設置します。

### 3. 小城市改革プランの策定

行政改革大綱に基づき、具体的な取り組みを実施するため、小城市改革プランを策定し、行政改革を強力に推進します。

### 4. 進捗状況の公表

大綱の策定にあたっては、策定の過程も含めて、広報紙・ホームページへ掲載を行い、市民へ公表していきます。



小城市 総務部 財政課

行政改革推進係

〒849-0302 佐賀県小城市牛津町柿樋瀬 1100-1

URL <http://gyoukaku@city.ogi.lg.jp>

TEL:0952-63-8804

FAX:0952-63-8808